

調 査 の 概 要

1 調査の目的

住宅・土地統計調査（総務庁統計局所管：指定統計第14号）は、我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を明らかにすることにより、住生活関係諸施策の基礎資料を得ることを目的としている。

今回の調査は、昭和23年以来5年ごとに実施してきた住宅統計調査の内容を拡充するとともに、調査名を変更したものであり、平成10年住宅・土地統計調査はその11回目当たる。

なお、昭和23年の第1回調査は全数調査により、その後は標本調査により実施されている。

2 調査の期日

平成10年10月1日現在で実施された。

3 調査の地域

本市の場合、平成7年国勢調査調査区の中から平均5分の1の調査区が選定され、これらの調査区において平成10年2月1日現在により設定した単位区のうち、約2分の1の地域からなる調査単位区において調査が行われた。（最終抽出率約10分の1）

4 調査の対象

調査の時期において、調査単位区内にあるすべての住宅及び住宅以外で人が居住する建物並びにこれらに居住している世帯について調査が行われた。

調査票は、調査単位区ごとに、甲又は乙のいずれか一方のみを配布した。

5 集計及び結果の公表

調査の結果は総務庁統計センターにおいて集計され、集計の完了した都道府県ごとに逐次結果報告書が刊行される。

統 計 表 利 用 上 の 注 意

- 1 統計表中の内訳数値の合計が総数と必ずしも一致しないのは、以下の理由による。

- ・統計表の数値は、標本調査による推定値であるため、各項目を四捨五入して表章している。
- ・区を表章地域とする統計表は一位を四捨五入して十位を表章単位とし、市を表章地域とする統計表は十位を四捨五入して百位を表章単位としている。また、住宅・土地の所有等にかかる統計表については、百位を四捨五入して千位を表章単位としている。
- ・総数には「分類不詳」の数値が含まれているが、内訳数値には含まれていない。

- 2 統計表中に使用されている記号は以下のとおりである。

- 「 - 」 該当数値が無い場合
- 「 ... 」 不詳
- 「 0 」又は「 0.0 」 該当数値が表章単位に満たない場合

用語の解説

住宅

住宅

住宅とは、普通の一戸建の住宅や、アパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで同じ建物の他の部分と完全にしゃ断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備要件を満たしていることをいう。

一つ以上の居室
専用の炊事用流し(台所)
専用の便所
専用の出入口

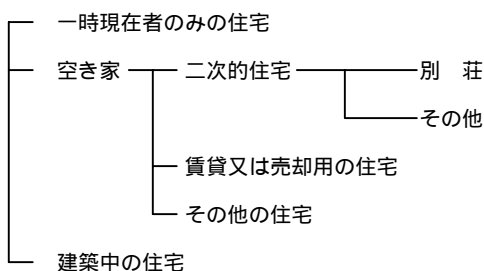
共用であっても、他の世帯の居住部分を通らずに、いつでも使用できる状態のものを含む。

(屋外に面している出入口、又は居住者やその世帯がいつでも通れる共用の廊下などに面している出入口)

したがって、上記の要件を満たしていれば、ふだん人が居住していなくても、ここでいう「住宅」となる。

また、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」として、次のとおり区分した。

居住世帯のない住宅



一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用しているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅。

空き家

二次的住宅

別荘……週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅。

その他……ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅。

賃貸又は売却用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き家になっている住宅。

その他の住宅

上記以外の方が住んでいない住宅で、例えば、出稼ぎ・入院などのため居住世帯が長期間にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など。

建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが戸締まりができるまでにはなっていないもの(鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの)。

なお、戸締まりができる程度になっている場合は、内装が完了していなくても、「空き家」とした。

また、建築中の住宅でも、ふだん人が居住している場合には、建築中とはせずに人が居住する一般の住宅とした。

住宅以外で人が居住する建物

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば、調査の対象とした。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住さ

せる「会社等の寮・寄宿舎」

学校の寄宿舎などのように、生計を共にしない
単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等
の寮・寄宿舎」

生計を共にしない単身者を長期にわたって下
宿させる「下宿屋」

旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者な
どの一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」

病院・工場・作業場・事務所などや、建設従業
者宿舎など臨時応急的に建てられた建物で、住宅
に改造されていない「その他の建物」

なお、この調査で、「人が居住している」とか、「居
住している世帯」という場合の居住しているとは、ふ
だん住んでいるということで、調査日現在当該住居に
既に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは調
査日の前後を通じて3か月以上にわたって住むことにな
っている場合をいう。

住 宅 の 種 類

住宅をその用途により、次のとおり区分した。

専用住宅

居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業
場・事務所など業務に使用するために設備された部
分がない住宅。

併用住宅

農林漁業併用住宅

農林、林業又は漁業の業務に使用するために設
備された部分と居住の用に供される部分とが結
合している住宅。

店舗その他の併用住宅

農林漁業以外の業務に使用するために設備さ
れた部分と居住の用に供される部分とが結合し
ている住宅。

例えば、商店、飲食店、理髪店、医院など、業
務に使用するために設備された部分のある住宅
がこれに当たる。

住 宅 の 建 て 方

住宅の建て方を次のとおり区分した。

一戸建

一つの建物が1住宅であるもの。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住
宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口
を有しているもの。いわゆる「テラス・ハウス」と
呼ばれる住宅もここに含まれる。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があり廊下・階段など
を共用しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建
てたもの。階下が商店で、2階以上に二つ以上の住
宅がある、いわゆる「げたばきアパート」も「共同
住宅」とした。

なお、同一敷地内に二棟以上の共同住宅が集团的
(おおむね50戸以上)かつ計画的に建てられてい
るものを「団地型」とし、それ以外のものを「その
他」と区分した。

その他

上記のどれにも当てはまらないもので、例えば、
工場や事務所などの一部が住宅となっているよう
な場合をいう。

建 物 の 階 数

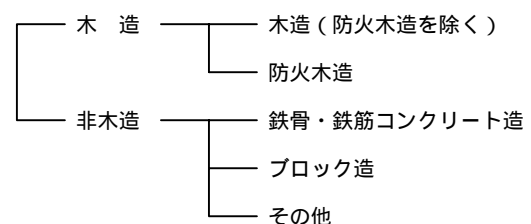
建物全体の地上部分の階数をいう(したがって、地
階は含めない。)

なお、中2階や屋根裏の部屋は階数に含めない。

建 物 の 構 造

建物の構造を次のとおり区分した。

なお、二つ以上の構造からなる場合は、床面積の広
い方の構造によった。



木造（防火木造を除く）

建物の主な構造部分のうち、柱・はりなどの骨組みが木造のもの。ただし、次の「防火木造」に該当するものは含めない。

防火木造

柱・はりなどの骨組みが木造で、屋根や外壁など延焼のおそれのある部分がモルタル、トタンなどの防火性能を有する材料でできているもの。

ブロック造

外壁がコンクリートブロック造で、建物の重さをその外壁全体で支えている造りのもの。

鉄骨・鉄筋コンクリート造

建物の骨組みが鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のもの。

その他

上記以外のもの。例えば、鉄骨造（柱、はりが鉄骨のもの）、レンガ造などのものが含まれる。

住 宅 の 建 築 の 時 期

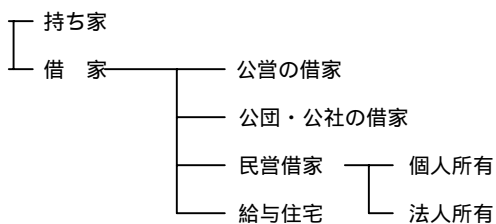
人が居住する住宅について、その住宅の建築の時期を調べた。

住宅の建築後、建て増しや改修をした場合でも初めに建てた時期を建築の時期とした。

ただし、建て増しや改修をした部分の面積が、建て増しや改修後の住宅の延べ面積の半分以上であれば、建て増しや改修をした時期を建築の時期とした。

住 宅 の 所 有 の 関 係

人が居住する住宅について、所有の関係を次のとおり区分した。



持ち家

そこに居住している世帯が所有している住宅。

最近建築、購入又は相続した住宅で、登記がまだ

済んでいない場合や、ローンなどの支払いが完了していない場合も「持ち家」とした。また、親の名義の住宅に住んでいる場合も「持ち家」とした。

公営の借家

都道府県、市区町村が所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。普通、「県営住宅」、「市営住宅」などと呼んでいるものがこれに当たる。

公団・公社の借家

都市基盤整備公団（住宅・都市整備公団）や都道府県・市区町村の「住宅供給公社」、「住宅協会」、「開発公社」などが所有又は管理する賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。普通、「公団住宅」、「公社住宅」などと呼んでいるものがこれに当たる。

なお、雇用促進事業団の移転就職者用宿舍もここに含めた。

民営の借家

国・都道府県・市区町村・公団・公社以外のものが所有又は管理している賃貸住宅で、「給与住宅」でないもの。

個人所有

個人が所有しているアパートや一戸建の家などを借りている場合。

法人所有

不動産会社が所有しているマンションを借りている場合など、法人が所有している住宅を借りている場合。

給与住宅

社宅、公務員住宅などのように、会社、団体、官公庁などが所有又は管理して、その職員を職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅（会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合を含む。）。この場合、家賃の支払いの有無を問わない。

住 宅 の 設 備 状 況

台所及び便所が専用か共用かによって、集計の際に、住宅を次のとおり「設備専用」又は「設備共用」に区分した。

設備専用

台所及び便所の両方が専用である場合（主世帯と同居世帯が共同で使用している場合を含む。）

設備共用

台所及び便所のうち、いずれか一方あるいは両方が共用の場合。

居住室数及び畳数

居住室数

居住室とは、居間、茶の間、寝室、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所（炊事場）、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。

なお、ダイニングキッチン（食事室兼台所）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居住室の数に含めた。また、同居世帯がある場合には、同居世帯が使用している室数も含めた。

畳数

畳数は、上に述べた各居住室の畳数（広さ）の合計をいう。洋室など畳を敷いていない居住室も、3.3平方メートルを2畳の割合で畳数に換算した。

住宅の延べ面積

住宅の延べ面積とは、各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居住室の面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、便所、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや、店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めた。しかし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の付属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

高齢者等のための設備状況

人が居住する住宅について、高齢者等のための設備・構造の有無を次の区分により調査した。

手すりがある

高齢者などが住宅内でバランスをくずして転倒したりしないよう安全に生活するために手すりが設置されている場合。

手すりがある場合の設置場所は次の区分とした。

玄関

便所

浴室

廊下

階段

居住室

その他

またぎやすい高さの浴槽

浴槽のまたぎ込みの高さ（洗い場から浴槽の縁までの高さ）が高齢者や身体障害者などに配慮されている場合。

なお、高齢者の場合は、約30～50cmをまたぎやすい高さとした。

廊下などが車いすで通行可能な幅

廊下や部屋の入口の幅が約80cm以上ある場合。

段差のない屋内

高齢者などが屋内で段差につまずいて転倒したりしないよう設計されている場合。

なお、玄関の“上がりかまち”や階段は、ここでいう段差に含めない。

道路から玄関まで車いすで通行可能

敷地に接している道路から玄関口までに、高低差や障害物などがなく、車いすで介助を必要とせず安全に通れる場合。

なお、高低差等がある場合でも、ゆるやかな傾斜路（スロープ）などが設置され、車いすで通れる場合はここに含めた。

持ち家の建て替え・購入・新築等の別

「持ち家」について、現在住んでいる住宅の取得方法を次のとおり区分した。

新築の住宅を購入

公団・公社など……都市基盤整備公団（住宅・都

市整備公団）、都道府県や市区町村の「住宅供給公社」、「住宅協会」、「開発公社」などから、新築の建て売り住宅又は分譲住宅を買った場合

民間……民間の土地建物業者などから、新築の建て売り住宅又は分譲住宅を買った場合

中古住宅を購入

他の世帯が住んでいた住宅を買った場合。

なお、借りていた住宅を買った場合もここに含めた。

新築（建て替えを除く）

上記の「新築の住宅を購入」及び「建て替え」以外の場合で、新しく住宅（持ち家）を建てた場合又は以前あった住宅以外の建物や施設を取り壊してそこに新しく住宅（持ち家）を建てた場合。

建て替え

以前あった持ち家を壊して同じ敷地の中に新しく住宅（持ち家）を建てた場合。

相続・贈与

相続や贈与によって住宅を取得した場合。

その他

上記以外で、例えば、住宅以外の建物を住宅に改造した場合など。

敷地面積

敷地の所有の関係が「所有地」、「借地」及び「その他」（一戸建・長屋建の場合のみ）については、敷地面積を調査した。

敷地面積は、登記の有無、登記上の地目（宅地、田、畑などの区分）や登記上の土地の区分（一筆）に関係なく、その住宅及び附属建物の敷地となっている土地の面積のことである。工場、事務所などと同じ構内に住宅がある場合には、工場、事務所などの敷地を除いた面積とした。農家などの場合、囲いの中にある附属建物（作業所、畜舎など）の部分の敷地は含めたが、畑などに使っている部分は、登記上の地目に関係なく除いた。マンションなどの共同住宅や長屋建の住宅の場合は、棟の敷地面積ではなく、各住宅の敷地相当分（区分所有分）の面積である。

世帯

主世帯、同居世帯

1 住宅に 1 世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」とし、1 住宅に 2 世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯（家の持ち主や借り主の世帯など）を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とした。

なお、単身者が友人と共同でアパートの 1 室を借りて住んでいる場合など、1 住宅に二人以上の単身者が住んでいる場合は、便宜、そのうちの一人を「主世帯」とし、他の人は一人一人を「同居世帯」とした。

普通世帯、準世帯

「普通世帯」とは、住居と生計を共にしている家族などの世帯をいう。家族と一緒に間借りや同居している世帯及び一人で一戸を構えて暮らしている世帯も「普通世帯」とした。主世帯は、すべて「普通世帯」である。住宅に住む同居世帯や住宅以外の建物に住む

世帯の場合は、家族と一緒に住んでいた、寮・寄宿舎の管理人の世帯であれば「普通世帯」とした。

「準世帯」とは、単身の下宿人・間借り人、雇主と同居している単身の住み込みの従業員や、寄宿舎・旅館など住宅以外の建物に住んでいる単身者又はそれらの人々の集まりの世帯をいう。

なお、従来住宅に同居する一人の準世帯は住宅ごと一つの世帯としていたが、今回の調査では、一人一人を 1 つの世帯とした。

夫婦の組数

その世帯に住んでいる夫婦の組数をいう。

したがって、配偶者が単身赴任などのため長期不在で世帯人員に含まれない場合は、組数には含めない。

高齢者世帯

高齢者世帯を次のとおり区分した。

65 歳以上の単身

65 歳以上の単身者のみの世帯。

65 歳以上の夫婦

いずれか一方が 65 歳以上の夫婦

夫婦のいずれか一方が 65 歳以上の夫婦のみの世帯。

夫婦とも 65 歳以上

夫婦のいずれも 65 歳以上の夫婦のみの世帯。

< 別掲 > 65 歳以上の世帯員のいる世帯

すべての世帯の中から、65 歳以上の者のいる世帯を取り出して別掲した。

世 帯 員 の 年 齢

調査日現在の満年齢である。

世 帯 の 収 入

世帯員全員の 1 年間の収入（税込み額）の合計をいう。

収入には給料・賃金のほか、ボーナス・残業手当などの臨時収入、内職や副業による収入、年金・恩給などの給付金、配当金・利子・家賃・地代などの財産収入、その他仕送り金などを含む。

なお、相続・贈与や退職金などの経常的でない収入は含めない。

自営業の場合は、売上高ではなく仕入高、原材料費、人件費などの必要経費を差し引いた営業利益をいう。

居 住 水 準

居住水準とは、国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、建設省が住宅建設五箇年計画で定めている目標をいい、第七期（平成 8 年度～平成 12 年度）の計画では、次の水準が設定されている。

最低居住水準

健康で文化的な住生活の基礎として必要不可欠ですべての世帯が確保すべき水準。

誘導居住水準

西暦 2000 年度を目途に全国で半数の世帯が確保できるようにする水準で、次の 2 区分から成る。

都市居住型

都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの。

一般型

都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの。

これらの居住水準では、それぞれ 居住室等の構成及び規模、性能・設備、住宅の環境及び世帯人員別住宅規模を中心にその基準が示されているが、この調査においては、の世帯人員別住宅規模（居住室の面積）を用いて、家族構成に応じた居住室の広さを算出し、各世帯がそれぞれの居住水準を確保しているかどうか判定した。

なお、各居住水準別に必要とされる居住室の広さの基準は次のとおりである。

最低居住水準

1 寝室

- (1) 夫婦の独立の寝室（6 畳）を確保する。ただし、満 5 歳以下の子供（就学前児童）1 人までは同室とする。
- (2) 満 6 歳以上 17 歳以下の子供（小学生から高校生まで）については、夫婦と別の寝室を確保する。ただし、1 室 2 人まで共同使用とし、満 12 歳以上の子供（中学生以上）については、性別就寝とする（共同の場合 6 畳、個室の場合 4.5 畳）。
- (3) 満 18 歳以上の者については、個室（4.5 畳）を確保する。

2 食事室及び台所

- (1) 食事のための場所を食事室兼台所として確保する。ただし、単身世帯については、台所のみとする。
- (2) 食事室の規模は、世帯人員に応じ、2～4 人

世帯の場合は 7.5 m^2 (4.5 畳)、5人以上世帯の場合は 10 m^2 (6 畳) とする。

- (3) 上記(1)、(2)にかかわらず、中高齢単身世帯については、食事のための場所を食事室兼台所として確保し、その規模は、 7.5 m^2 (4.5 畳) とする。

誘導居住水準

都市居住型

1 寝室

- (1) 夫婦の独立の寝室 (8 畳) を確保する。
ただし、満3歳以下の子供 (乳幼児) 1人までは同室とする。
- (2) 満4歳以上11歳以下の子供 (幼稚園児から小学生まで) については、夫婦と別の寝室を確保する。ただし、1室2人まで共同使用とする (共同の場合8畳、個室の場合4.5 畳)。
- (3) 満12歳以上の子供 (中学生以上) については、個室 (4.5 畳) を確保する。

2 食事室及び台所

- (1) 食事室及び台所を確保する。ただし、単身世帯については、食事室兼台所 (6 畳) を確保する。
- (2) 食事室の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は 5 m^2 (3 畳)、3～4人世帯の場合は 7.5 m^2 (4.5 畳)、5人以上世帯の場合は 10 m^2 (6 畳) とする。
- (3) 台所の規模は、世帯人員に応じ、2～3人世帯の場合は 5 m^2 (3 畳)、4人以上世帯の場合は 7.5 m^2 (4.5 畳) とする。

3 居間

- (1) 2人以上の世帯については、居間を確保する。
- (2) 居間の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は 10 m^2 (6 畳)、3人世帯の場合は 13 m^2 (8 畳)、4人以上世帯の場合は

16 m^2 (10 畳) とする。

- 4 上記1～3にかかわらず、中高齢単身世帯又は高齢者同居世帯については、次のとおりとする。

- (1) 中高齢単身世帯については、食事室兼台所の規模を、 13 m^2 (8 畳) とする。
- (2) 高齢者同居世帯については、高齢者専用の居間を確保することとし、その規模は、 10 m^2 (6 畳) とする。

一般型

1 寝室

- (1) 夫婦の独立の寝室 (8 畳) を確保する。
ただし、満3歳以下の子供 (乳幼児) 1人までは同室とする。
- (2) 満4歳以上11歳以下の子供 (幼稚園児から小学生まで) については、夫婦と別の寝室を確保する。ただし、1室2人まで共同使用とする (共同の場合8畳、個室の場合6 畳)。
- (3) 満12歳以上の子供 (中学生以上) については、個室 (6 畳) を確保する。

2 食事室及び台所

- (1) 食事室及び台所を確保する。ただし、単身世帯については、食事室兼台所 (6 畳) を確保する。
- (2) 食事室の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は 5 m^2 (3 畳)、3～4人世帯の場合は 7.5 m^2 (4.5 畳)、5人以上世帯の場合は 10 m^2 (6 畳) とする。
- (3) 台所の規模は、世帯人員に応じ、2～3人世帯の場合は 5 m^2 (3 畳)、4人以上世帯の場合は 7.5 m^2 (4.5 畳) とする。

3 居間

- (1) 2人以上の世帯については、居間を確保する。
- (2) 居間の規模は、世帯人員に応じ、2人世帯の場合は 10 m^2 (6 畳)、3人世帯の場合

は 13 m² (8 畳)、4 人以上世帯の場合は 16 m² (10 畳) とする。

- 4 世帯がそれぞれのライフスタイルに応じて任意の用途に供することのできる空間として余裕室を確保することとし、その規模は、世帯人員に応じ、1 人世帯の場合は 7.5 m² (4.5 畳)、2 ～ 3 人世帯の場合は 10 m² (6 畳)、4 人以上世帯の場合は 13 m² (8 畳) とする。

- 5 以上の規定にかかわらず、中高齢単身世帯又は高齢者同居世帯については、次のとおりとする。

- (1) 中高齢単身世帯については、食事室兼台所の規模を、13 m² (8 畳) とする。
- (2) 高齢者同居世帯については、高齢者専用の居間を確保することとし、その規模は、10 m² (6 畳) とする。

世帯の家計を主に支える者

世帯の家計を主に支える者とは、その世帯の家計の主たる収入を得ている人をいう。

なお、他の世帯からの送金等により家計を支えている場合は、便宜その世帯の世帯主とした。

年齢

調査日現在の満年齢である。

住環境

最寄りの医療機関までの距離

調査区の中心から最寄りの医療機関までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの公園までの距離

調査区の中心から最寄りの公園までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの公民館・集会所までの距離

別世帯となっている子の居住地

家計を主に支える者の子のうち、住居又は生計を別にする子（未婚の子、既婚の子及び子の配偶者を含む。）の住んでいる場所について次のとおり区分した。子が 2 人以上いる場合は、最も近くに住んでいる子について調査した。

別世帯の子はいない

子がない場合を含む。

一緒に住んでいる

同じ住居内に子が同居している場合。生計が別の場合も含めた。

同じ建物に住んでいる

アパートやマンションなどの同じ棟内の別の住居に住んでいる場合。

同じ敷地内の別の建物に住んでいる

同じ敷地内にある別棟の建物に住んでいる場合。

近くに住んでいる（徒歩 5 分程度）

片道 1 時間未満の場所に住んでいる *

片道 1 時間以上の場所に住んでいる *

* 「片道 1 時間」とは、ふだん行き来に利用している交通手段による所要時間（片道）のことをいう。

調査区の中心から最寄りの公民館・集会所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの緊急避難場所までの距離

調査区の中心から最寄りの緊急避難場所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの老人デイサービスセンターまでの

距離

調査区の中心から最寄りの老人デイサービスセンターまでの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

最寄りの交通機関までの距離

調査区の中心から最寄りの駅及びバス停留所までの距離（道路に沿った最短距離）によって調査区を区分した。

住宅及び土地の所有等（調査票乙に関する集計）

統計表に乙印のある結果の住宅又は土地の所有とは、その世帯の世帯員（世帯主を含む。）が名義人となっているものをいう（共有名義の場合を含む。）

所有の有無

世帯における住宅・土地の所有状況を次のとおり区分した。

1 現住居の敷地を所有している

(1) 現住居を所有している

- ア 現住居以外の住宅を所有
- イ 現住居の敷地以外の宅地などを所有
- ウ 農地・山林を所有
- エ 現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地などを所有
- オ 現住居以外の住宅・農地・山林を所有
- カ 現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有
- キ 現住居以外の住宅・現住居の敷地以外の宅地など・農地・山林を所有
- ク いずれも所有していない

(2) 現住居を所有していない

- ア 現住居以外の住宅を所有
- イ 現住居の敷地以外の土地を所有
- ウ いずれも所有していない

2 現住居の敷地を所有していない

(1) 現住居を所有している

- ア 現住居以外の住宅を所有
- イ 現住居の敷地以外の土地を所有

- ウ いずれも所有していない

(2) 現住居を所有していない

- ア 現住居以外の住宅を所有
- イ 現住居の敷地以外の土地を所有
- ウ いずれも所有していない

その世帯の世帯員が住宅・土地などの一部でも所有していれば「所有している」とした。また、最近取得した住宅・土地で、登記がまだ済んでいない場合やローンなどの支払が完了していない場合も「所有している」とした。

なお、単身赴任などで3か月以上不在の配偶者や一緒に住んでいても生計を別にしていない親などの名義及び会社名義となっている場合は「所有していない」とした。

現住居以外に所有する住宅・土地

現住居以外に所有している住宅とは、その世帯が現在居住している住宅又は住宅以外の建物以外に所有している住宅をいう。

現住居以外に所有する土地とは、その世帯が現在居住している住宅又は住宅以外の建物の敷地以外に所有している土地（農地、山林、住宅用地、事務用地、原野、荒れ地、池沼など）をいう。

現住居以外に所有する住宅の主な用途

現住居以外に所有する住宅の主な用途について、次のとおり区分した。

親族居住用

住居又は生計を別にしている親族が住んでいる住宅。

二次的住宅・別荘用

残業で遅くなったときに寝泊まりするなどたまに使用する住宅や、週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で利用する住宅。

貸家用

賃貸している住宅や賃貸を目的に所有している住宅。

その他

売却などのため現在空き家になっている住宅やその世帯がふだん昼間だけ使っている住宅。

現住居の敷地以外の宅地などの取得方法

この住居の敷地以外の宅地などの取得方法を次のとおり区分した。

なお、宅地などを購入した場合は、仲介者でなく、宅地などを買った直接の相手方について区分した。また、複数の方法によって取得した場合は、最も面積の大きな部分を取得した方法とした。

国・都道府県・市区町村から購入

国・都道府県・市区町村の所有する宅地などを買った場合。

公団・公社などから購入

「都市基盤整備公団（住宅・都市整備公団）」又は都道府県や市区町村の「住宅供給公社」・「住宅協会」・「開発公社」・「開発協会」などの所有する宅地などを買った場合。

会社などの法人から購入

一般の会社などの法人の所有する宅地などを買った場合。

個人から購入

個人の所有する宅地などを買った場合。

相続・贈与で取得

相続や贈与によって宅地などを取得した場合

その他

上記以外で、例えば土地の等価交換をした場合や法人以外の団体の所有する土地を買った場合。

現住居の敷地以外の宅地などの利用現況

宅地などの利用現況について、次のように区分した。

主に建物の敷地として利用

一戸建専用住宅

一戸建住宅のうち、居住の目的だけに建てられた住宅。

一戸建店舗等併用住宅

一戸建住宅のうち、店舗、作業所、事務所などの業務に使用するために設備された部分と居住部分とが結合している住宅。

共同住宅・長屋建住宅

アパート・マンションなどの共同住宅、テラスハウスなどの長屋建住宅。

事務所・店舗

事務所、営業所、商店、飲食店、喫茶店など。

工場・倉庫

工場、作業所、鉱業所や倉庫、貯蔵庫など。

ビル型駐車場

屋根、柱、壁などで構成された複数階から成る（リフト式・ゴンドラ式のタワー型駐車場を含む。）駐車場としてのみ使用される建物。

なお、１階だけの建物であっても、屋根、柱、壁などが堅固に建てられたものも含む。

その他の建物

上記以外の建物。

主に建物の敷地以外に利用

屋外駐車場

建物を建てずに駐車場に利用している場合。

資材置場

建物を建てずに資材置場として利用している場合。ただし、建物を建てて資材置場などに利用している場合は、「工場・倉庫」としている。

その他に利用

道路や遊び場など、建物を建てずに利用している場合で、上記以外のもの。

利用していない

空き地、原野など、特に利用していない土地(荒地・池沼などを含む。)。

所有する住宅数

所有する住宅については、1戸ごととした。ただし、共同住宅や長屋建住宅のむね全体又は同じむねに2戸以上を所有している場合はむねごととした。

なお、住宅の戸数については、その世帯員の持ち分(2分の1の場合は0.5戸)としている

土地の所有件数

宅地などの所有数については、地続きで連続した土地を一つの区画として、それぞれの区画ごととした。ただし、同じ区画であっても「土地の所有形態」が異なる場合はそれぞれ別の区画とした。

農地、山林の所有については、所在する市区町村ごとに1件とした。